

労働力調査（令和 5 年～） 匿名データの作成方針（案）

労働力調査は、国内の就業及び不就業の状態を明らかにすることを目的に世帯及びその世帯員を対象に毎月実施している統計調査であり、学術研究や高等教育において有用性が高い調査であることから、匿名データを作成するものである。

労働力調査（令和 5 年～）（以下「本調査」という。）について、以下のとおり匿名データの作成を行う予定である。

1 基本的な考え方

本調査の匿名データについては、調査対象が特定されないことを目的に、「匿名データの作成・提供に関するガイドライン」（平成21年 2 月17日総務省政策統括官（統計基準担当）決定。）及び匿名データの作成に係る匿名化处理基準（以下「匿名化处理基準」という。）に沿った秘匿措置を講じて作成・提供する。

ただし、社会経済情勢の変化や他調査の作成方法等を勘案した措置を講ずるものとする。

2 作成する匿名データの構成概要

これまでに作成してきた労働力調査に係る匿名データと同様、本調査の調査票情報から、以下の匿名データを作成する。

リサンプリング率	調査本体の 標本の大きさ	匿名データの 標本の大きさ
約80%	約 4 万世帯の世帯員 (15歳以上のみ) 約10万人	約 8 万人

※ ただし、沖縄県のリサンプリング率は約20%とする。

3 匿名データの作成方法

作成方法については、本調査の調査票情報から匿名化处理基準に沿って別紙のとおり必要な匿名化处理を行う。

なお、匿名データを作成する際に、組合せ等により個体識別リスクが高いレコードが出現した場合は、削除等の匿名化处理を検討する。

4 提供予定時期

令和 7 年10月（令和 5 年調査分）（予定）